

令和6年7月11日

保護者 様

石薬師高等学校長

ねっちゅうしょうとくべつけいかい  
熱中症特別警戒アラート発表時の対応について(お知らせ)

日頃は本校の教育活動にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、暑さ指数(WBGT)に応じて熱中症事故防止の取組を推進しているところですが、令和6年4月から、気温が著しく高くなり、熱中症による重大な健康被害が生ずるおそれのある場合、国から「熱中症特別警戒アラート」が発表されることになりました。

このことをふまえ、「熱中症特別警戒アラート」発表時等の対応方針を下記のとおりお知らせいたしますので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

記

1 熱中症特別警戒アラート発表時の対応

熱中症特別警戒アラート(県内全ての観測地点で暑さ指数(WBGT)の最高値が35以上になると予想)が発表された場合、次の方針に沿って対応を行う。

- (1)原則として、休校の対応を取る。
- (2)「熱中症特別警戒アラート」発表地域内で実施する校外学習等の各種行事について、原則として、中止・延期とする。
- (3)「熱中症特別警戒アラート」が発表されていない場合でも、学校が所在する地域の観測地点で暑さ指数(WBGT)35以上が予想される場合や、活動場所での実測で暑さ指数(WBGT)35以上となった場合は、アラートが発令された場合の方針に準じて対応を検討する。

\* 他団体が主催するイベントや行事等について

熱中症特別警戒アラートが発表されると、広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあるとして、国等からイベント等主催者に対して、「適切な熱中症対策が徹底できない場合は、中止・延期等を判断すること」が呼びかけられます。イベントの実施等の判断は、主催者が参加者の安全確保などを考慮して行うこととなりますが、学校からも主催者に対して情報収集等に努め、主催者の指示・判断をふまえて対応いたします。

「熱中症特別警戒アラート」発表時の対応については、「すぐーる」等でもお知らせします。連絡確認をお願いします。